

公益財団法人かわさき市民活動センター広告掲載要綱

平成22年7月1日
要綱第17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人かわさき市民活動センター（以下「この法人」という。）所有の広報媒体に民間事業者等の広告を掲載し、又は掲出する媒体として活用することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の目的)

第2条 この法人所有の広報媒体への広告の掲載又は掲出を通じて、その広告媒体としての活用を促進することにより、この法人の新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体

広報印刷物、ホームページ等この法人所有の広報媒体のうち、広告掲載が可能なものをいう。

(2) 広告掲載

広告媒体に広告を掲載又は掲出することをいう。

(3) 広告掲載希望者

広告媒体に広告料を負担して広告掲載を希望する者をいう。

(広告媒体の決定)

第4条 事務局長は、広告掲載を行う広告媒体を決定する。

(広告の範囲等)

第5条 広告媒体への広告掲載は、広告媒体の品位を損なわないものとし、次の各号のいずれかに該当するものはしない。

(1) 法令に違反するもの又は違反するおそれのあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又は反するおそれのあるもの

(3) 基本的人権を侵害するもの

(4) 政治性、宗教性のあるもの

(5) 社会問題についての主義主張

(6) 個人又は団体の名刺広告

(7) 美観風致を害するおそれがあるもの

(8) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの

(9) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(10) その他広告媒体に広告掲載が好ましくないと事務局長が認めるもの

2 広告媒体に広告掲載することができない業種又は業者、前項に規定する広告の内容そ

の他広告掲載に関する基準は、別に定める。

(広告の内容等の審査)

第6条 広告の内容や広告主に関する審査については、この要綱に基づき行い、広告掲載の可否を判断するものとする。

(広告の規格等)

第7条 広告の規格及び広告掲載の位置は、当該広告媒体ごとにその目的又は用途を妨げない範囲で事務局長が別に定める。

(広告募集方法等)

第8条 広告の募集方法、広告料、選定方法等については、事務局長が決定する。

(広告原稿の作成)

第9条 広告掲載希望者は、広告原稿の作成に当たっては、あらかじめ広告内容について事務局長と協議するものとする。

(審査機関)

第10条 広告媒体に広告掲載することに関する疑義を審査するため、広告掲載審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 事務局長
- (2) 総務課長
- (3) 市民活動推進課長
- (4) 青少年事業課長

3 委員会の委員長は、事務局長とし、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第11条 委員会の会議は、広告の掲載に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。

3 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の会議は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、市民活動推進課において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。